

交通反則通告制度

交通反則通告制度とは

交通違反のうち、比較的軽微で定型的な違反（例えば信号無視等）については、違反者が一定の期日までに法律に定められた反則金を納付すれば、その違反については刑罰が科せられなくなる（少年であれば家庭裁判所の処分を受けなくなる。）制度です。

反則金を納付しない場合は刑事手続きに移行し、検察官が起訴すれば裁判を受ける（少年の場合は家庭裁判所の審判に付される）こととなります。

切符への署名・押（指）印は任意

警察官又は交通巡視員が交通反則告知書（いわゆる青切符）を作成した場合、違反者本人が作成します供述書欄に署名とともに押（指）印を求めますが、署名・押（指）印は任意です。

違反行為の告知

この制度が適用される違反者には、これを現認した警察官又は交通巡視員から交通反則告知書（いわゆる青切符）と納付書が渡されます。

交通反則通告制度の適用を受けるか、それを拒否するかは、違反者が選択することになります。

反則金の仮納付

反則金は、違反行為と車両の種類によって、最高 40,000 円から最低 3,000 円までの範囲内で定められています。告知を受けた日の翌日から7日目の日（納付期限）までに、本人又は代理人が最寄りの銀行、信用金庫または郵便局に納めますとすべて完結します。

※注意事項 **通告センターへの現金書留による郵送での反則金の納付はできません。**

この制度が適用されない人

- × 無免許運転者、無資格運転者
- × 酒酔い、酒気帯び運転者、又は、麻薬など運転の禁止違反者
- × 交通違反をし、よって交通事故を起こした者

反則金の使途

反則金は、すべて国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金として県・市町に交付され、歩道、ガードレール、道路照明などの交通安全施設に使われます。

よくある質問 Q&A



Q. 反則金はコンビニで納められませんか？

A. コンビニエンスストアでは取り扱っていません。銀行、信用金庫または郵便局で納付してください。

Q. 反則金を分割払いにできないのですか？

A. 反則金の分割払いはできません。一括で納付してください。

Q. 交通違反をして警察官から交通反則告知書（いわゆる青切符）と納付書を渡されました。納付期限までに反則金を納付できなかったのですが、どうすればいいですか？

A1. 【愛媛県内での違反の場合】

警察官がお渡しした青切符の表面（住所等が記載されているところ）の右側に、出頭日と出頭場所が記載されています。（県外居住の方は、原則として出頭指定をしていません。）

出頭されると、新たな納付書と交通反則通告書をお渡しします（いわゆる交付通告）ので、交付日の翌日から10日以内までに銀行、信用金庫または郵便局で納付することができます。

出頭されなかった場合は、青切符を渡された日から概ね1か月後に新たな納付書と交通反則通告書を配達証明付書留郵便で送付（いわゆる送付通告）しますので、これにより納付することができます。ただし、この場合には郵送料実費940円が加算されます。

A2.【愛媛県外での違反の場合】

後日、違反場所を管轄する都道府県警察の交通反則通告センターから新たな納付書と交通反則通告書が配達証明付書留郵便で送付されますので、これにより納付することができます。ただし、この場合には郵送料実費940円が加算されます。

Q. 書留郵便で通告書等を送付されても、日中は自宅に誰もおらず、受け取りができません。どうすればいいですか？

A. このような場合、配達を担当した郵便局からの「書留等ご不在連絡票」が郵便受けに投入されているはずですので、その通知に従い、郵便局に直接受け取りに行くか、再配達希望日時を連絡して受け取ってください。

Q. 住所が変わりました。反則金をまだ納めていませんが、どうすればいいですか？

A. 違反地を管轄する都道府県警察の交通反則通告センターに、新しい住所、連絡先をご連絡ください。新しい住所に納付書と通告書が送られます。

Q. 通告による納付書でも期限内に反則金を納付できませんでした。

A1.【愛媛県内での違反の場合】

交通反則切符または通告書もしくは納付期限が経過した納付書を持参の上で愛媛県内の警察署または交通反則通告センターもしくはあなたの住所地を管轄する都道府県警察の交通反則通告センターに出頭し「通告書の納付期限が経過してしまった。」と申し出てください。その場で納付書を作成して交付します。

ただし、納付期限経過後の期間により、違反が刑事手続きに移行し、この手続きができない場合があります。

【注意】

この場合は、納付期限が警察署等に出頭されたその日限りになる納付書をお渡ししますので、銀行または郵便局の営業時間内の平日の午後2時ごろまでに出頭してください。

なお、納付された事実を確認させていただいております。

A2.【愛媛県外での違反での場合】

違反場所を管轄する都道府県警察の交通反則通告センターに相談してください。

Q. 反則金を納付しなかった場合は、どのようになるのですか？

A. 通告を受けても、なお反則金を納付されない場合は、道路交通法違反事件として刑事手続きに移行します。

成人の場合は検察庁へ書類が送致され、起訴されると裁判になります。

少年の場合は、家庭裁判所へ書類が送付され、審判を受けることになります。

Q. 駐車違反で警察官から青色の切符と納付書をもらいましたが、反則金は払いませんでした。その後、駐車対策係から支払い命令がきたため放置違反金を支払ったのに、また交通反則通告センターというところから反則金の納付書が郵送されてきたのですが？

A. 放置駐車違反として交通反則切符（青切符）により告知を受けた後、反則金を仮納付せず、さらに交通反則通告制度の規定により、交通反則通告センターに出頭がなかった方へは、交通反則通告書と本納付書が運転者（違反者）に郵送されます。

これは、車両の使用者が放置違反金を納めても同様の手続がとられます。

例えば、放置違反金を納付した後に反則金を納めた場合、交通反則通告制度が優先されるため、先に納めた放置違反金は車両使用者に返還されます。

お問合せ先▶▶▶▶愛媛県警察本部 交通部 交通指導課 交通反則通告センター

〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話番号 089-934-0110

受付時間 9：00～17：00（土日祝日、休日、年末年始を除く）